

千早赤阪村特定健康診査未受診者対策業務及び 糖尿病性腎症重症化予防業務委託仕様書

1 業務名

千早赤阪村特定健康診査未受診者対策業務及び糖尿病性腎症重症化予防業務委託

2 業務目的

千早赤阪村（以下「発注者」という。）の特定健診の受診率は令和5年度39.9%であり、千早赤阪村第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び千早赤阪村第4期特定健康診査等実施計画においては、令和11年度に受診率60%を目標としている。この目標値実現のため、委託事業者（以下「受注者」という。）へ特定健診等の必要なデータを提供し、データを活用した効率的・効果的な受診勧奨を実施し、特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

また、糖尿病性腎症又は糖尿病（以下「糖尿病性腎症等」という。）の患者に、通院先の医療機関と連携しながら、患者自らが健康管理できるように促し、結果として患者のQOL（生活の質）が高まり、糖尿病性腎症等の重篤化による透析治療への移行を防止することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 特定健康診査未受診者対策業務

（1）データ分析業務

- ・受注者は発注者が提供するデータ等について、機械学習の機能がある人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。なお、機械学習の機能がある人工知能を用いたデータ分析の手法は、特許を取得しているものに限る。
- ・発注者から提供される各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- ・効率的、効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行い、特定健診対象者の特徴別に複数のグループに分類する。

（2）受診勧奨通知の作成・発送業務

ア) 受診勧奨通知の作成

- （1）で分類したそれぞれのグループに適した受診勧奨内容での通知を作成する。
受診勧奨内容については、事前に発注者と協議し決定する。

イ) 受診勧奨通知の印刷

- ・発注者が提供する情報をもとに、送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した受診勧奨通知を圧着形式のはがき、リーフレット又は封書の形式で印刷する。
- ・発送前に、発注者に対し種類ごとのサンプルを納品する。

ウ) 受診勧奨通知の発送

- ・特定健診の受診期間 7 月から 2 月の間で 1 回通知することとし、発送時期については、発注者と受注者で協議することとする。
- ・発注者から提供される発送対象除外者リストをもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

(3) その他業務

ア) 令和 6 年度の受診勧奨結果分析業務

期間中の最新の受診結果データに基づく、本業務実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を発注者に報告する。効果検証については下記①～③を必須項目とし、その他村の受診勧奨業務の評価や検討に有用な項目があれば提案し、その結果を発注者に報告する。

- ① 地区別の対象者数・受診履歴別構成比・受診率・リピート率の比較(当該年度を含め 3 年分)
- ② 電話勧奨対象者の受診率の比較(受診履歴別・年代別)
- ③ 電話勧奨対象者の未受診者の分析(未受診理由別・受診履歴別・年代別)

イ) 期末報告

- ・委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、未受診者対策業務実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を発注者に報告する。
- ・上記効果検証をもとに、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。
- ・業務全体の経過や実施結果のわかるものを発注者の指定する形で成果品として納品する。

ウ) 打合せ会等の実施・参加

委託業務の開始にあたり、委託業務の詳細を決定する打合せ会を実施する。業務開始後も必要に応じて打合せ会を実施する。打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

5 糖尿病性腎症重症化予防業務

(1) 対象者への保健指導業務

受注者は発注者が提供するデータ等から糖尿病性腎症等患者のうち、効果的かつ効率的

な保健指導対象者を抽出し、効果的な指導を実施する。

ア) 勧奨すべき対象者の抽出業務

受領したデータ分析を通じて糖尿病性腎症等患者の中から保健指導候補者のリストを作成し、提出する。

イ) 対象者に対する保健指導参加勧奨業務

保健指導趣旨説明の通知文書、参加同意書、主治医が記入する「医師確認書」等を作成し、発注者が提供する封筒(返信用封筒含む。)を使って保健指導候補者へ送付する。

保健指導候補者が、保健指導を希望する場合、主治医による参加の可否等についての確認及び本人の参加同意について書面で回収する。

保健指導候補者の電話番号は、発注者から提供するものとする。電話による参加勧奨については、曜日や時間を変えて少なくとも3回は架電することとし、指導対象者が定員に達するよう努める。

参加勧奨時は、以下の点を指導候補者に案内する。

- ・保健指導候補者となっている理由および保健指導の必要性
- ・保健指導の内容(期間、実施方法等)。
- ・面談は対面や電話によるものとなる
- ・参加申込には、本人の同意及び主治医の参加の可否がわかる書類の提出が必要である。

ウ) 保健指導の実施

保健指導対象者が確定後、面談日等を決定し保健指導を開始する。保健指導対象者の定員は10人程度とする。なお、本業務に係る保健指導対象者の自己負担額は、無料とする。

保健指導対象者に対する面談は概ね3～6か月間で対面・電話等を組み合わせて概ね3～6回の支援を実施するものとする。また、対面の場合は発注者が用意する庁舎会議室等で実施するが、対象者の希望がある場合オンラインでの面談も可能とする。なお、各指導の内容は速やかに記録する。

エ) 指導方法及び指導内容

テキストまたは自己管理手帳等を保健指導の教材として使用する。

主な指導内容は、糖尿病性腎症重症化予防マニュアル等に沿って、対象者特性を踏まえた保健指導を行う。

オ) かかりつけ医への報告書の作成

各保健指導対象者への保健指導の実施状況については、各主治医に対して、全ての指導が完了した翌月に指導内容を書面にて報告する。

カ) 発注者への報告

保健指導の実施状況及び結果をまとめた個人別の最終報告書を作成しデータにて委託期間が終了するまでに納品する。

(2) 報告及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

ア) 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、個人別の最終報告書をデータにて納品する。

イ) その他必要とされる業務

発注者の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、発注者との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

6 データ提供について

(1) 発注者から提供可能なデータは下記のとおりとする。

- ・ 特定健診・特定保健指導受診歴データ (FKAC165、167)
- ・ 特定健診対象者データ (FKAC161 又は FKAC173)
- ・ 被保険者情報データ (KDB 帳票：被保険者管理台帳)
- ・ 発送対象除外者リスト
- ・ レセプトデータ (医科・DPC・調剤)
- ・ その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、仕様書に定めのないデータが必要になった場合、発注者と受注者にて協議の上、提供する。

(2) データの提供に当たっては、発注者から受注者へ LGWAN を通じて提供するものとする。

(3) (2) の運用ができない場合は、受注者が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により、発注者と受注者間でデータの授受を行う。また、データの授受に係る費用については、受注者が負担する。

(4) (2)、(3) とともに運用ができない場合は、発注者と受注者が協議の上、個別に提供方法を定める。

7 その他

(1) 個人情報について

- ・ 受注者は、本業務の履行に当たり、細心の注意をもって個人情報の管理し、別記「特記仕様書」を遵守する。

(2) その他

- ・受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- ・受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと発注者が認めた業務で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はその限りではない。
- ・本業務の遂行にあたり、発注者と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。